

第 3 章 計画の考え方

第3章 計画の考え方

1. 計画の基本理念

この計画は、ノーマライゼーションの理念を継承し、障害のある人の自立と社会参加、主体性の尊重、地域での支え合いを基本に「障害のある人が安心して、生きがいを持って生活できる地域社会」の実現に向けて施策の展開を図ります。

障害のある人が安心して、生きがいを持って生活できる地域社会づくり

2. 計画の基本的な考え方

(1) 障害のある人の権利、自主性、自立性の確保

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、障害のある人が安心して暮らしていくことができるように、相談体制の強化、障害のある人の権利擁護、及び障害のある人に対する虐待の防止などの各種施策を推進し、自立した生活が送れるとともに、積極的に社会活動に参加できるように支援していきます。

(2) 住みよい地域社会の推進

障害のある人もない人も共に生きることができる温かい心安らぐ地域社会づくりを進めていくため、障害のある人やその家族、関係機関・団体だけでなく、地域の人たちや事業所など、多くの人たちの参画のもと、共に助け合い、共に支え合う地域づくりを進めていきます。また、障害があっても気軽に外出でき、公共交通機関や様々な施設を円滑に利用できるよう「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」を進め、情報なども「バリアフリー化」「共有化」を進め住みよい地域社会づくりを進めていきます。

(3) 障害に対する理解の推進

障害及び障害のある人に対する理解を深めてもらうため、広報・啓発・福祉教育などを推し進めることで、障害のある人への差別等の根絶を図り、文化、スポーツなどの交流事業の開催や広報活動を積極的に行うとともに、障害のある人及び障害者団体の自主的な啓発活動を支援します。

(4) 福祉サービスの展開と総合化

障害の重複化や多様化に対応するとともに、障害のある人自身の高齢化等を踏まえ、障害のある人一人ひとりのライフステージに応じたきめ細やかな支援及び疾病の予防、障害の早期発見等を行うため、医療、保健、福祉、教育、雇用等の各部門と連携し、総合的な福祉体制づくりを進めていきます。

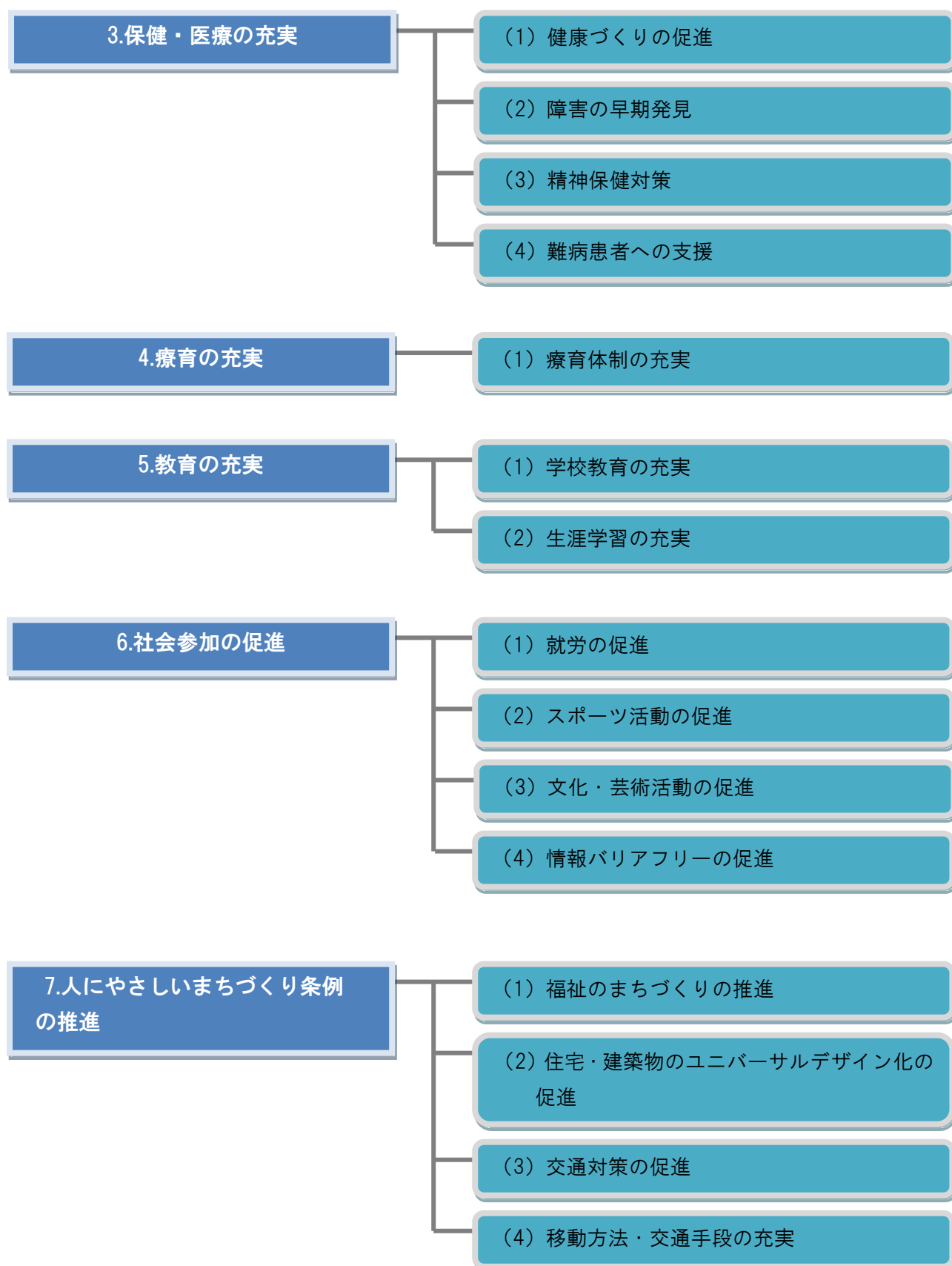
3. 計画の体系

1.地域での支え合いの推進

- (1) 障害のある人や障害に対する理解を深めるための広報・啓発
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動等の推進
- (4) 交流・ふれあいの促進
- (5) 情報共有の促進等

2.地域における生活支援の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 障害福祉サービスの充実
- (5) 障害児通所支援の充実
- (6) 地域生活への移行促進
- (7) 在宅生活の支援
- (8) 経済的支援制度の啓発
- (9) 防災・防犯対策
- (10) 虐待防止



【障害のある人を取り巻くネットワーク】

